

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【事業年度】 第35期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 日特エンジニアリング株式会社

【英訳名】 NITTOKU ENGINEERING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近 藤 進 茂

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番20号

【電話番号】 (048) 837-2011（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 森 下 弘 祥

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番20号

【電話番号】 (048) 837-2011（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 森 下 弘 祥

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第35期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4 提出会社の状況

1. 株主等の状況
- (2) 新株予約権等の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4 提出会社の状況

1. 株主等の状況
- (2) 新株予約権等の状況

(訂正前)

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日現在）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日現在）
新株予約権の数（個）	1,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	150,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり951（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 951 資本組入額 475	同左
新株予約権の行使の条件	① ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社に在任、在職することを要する。 ② ②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 ③ ③新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ④ ④その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社株

式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とし、ただし、その金額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とした。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合を含まない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行、または自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合を含まない。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)}}$$

(訂正後)

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり951(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 951 資本組入額 475	同左
新株予約権の行使の条件	① ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社に在任、在職することを要する。 ② ②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 ③ ③新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ④ ④その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く)におけるジャスダック証券取引所が公表する当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とし、ただし、その金額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とした。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合を含まない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行、または自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。ただし、新株予約権の行使の場合を含まない。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)}}$$